

令和6年度宇多津町障害者就労施設等からの物品等調達方針

1. 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（別紙1）からの物品等（別紙2）の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定めるものとする。

2. 適用範囲

この方針は、宇多津町の全ての機関の物品等の調達に適用する。

3. 調達目標

調達目標額は、調達件数又は調達金額のどちらかの合計が前年度実績を上回ることを目標とする。

4. 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。
- (2) 障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の2第 1 項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。
- (4) 障害者就労施設等の受注機会増大のために、共同受注窓口である「特定非営利活動法人 香川県社会就労センター協議会」を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱う。

5. 調達実績の公表

本方針に基づく物品等の調達については、当該年度終了後、実績を取りまとめ公表するものとする。

6. その他

この調達方針に関する担当課は、保健福祉課とする。

別紙 1

【障害者就労施設等】

共同受注窓口	複数の障害者就労施設による共同受注及び発注情報の収集や提供等を行うために設置したワンストップ窓口
就労継続支援A型・B型事業所	障害者総合支援法第5条第14項に規定する、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
就労移行支援事業所	障害者総合支援法第5条第13条に規定する、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
生活介護事業所	障害者総合支援法第5条第7項に規定する、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業所
障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定する、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設
小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
特例子会社	障害者雇用促進法第44条第1項の規定により、障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた子会社
重度障害者多数雇用事業所	障害者雇用促進法第2条第3項に規定する重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業所
在宅就業障害者	障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
在宅就業支援団体	障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

別紙 2

【物品等】

品目	具体例
事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
食料品、飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
小物雑貨	衣料・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プリンター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
その他サービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文章の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別など